

公 告

奈良県総合医療センター床頭台等運營業務について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集します。

令和6年10月21日

地方独立行政法人奈良県立病院機構
奈良県総合医療センター
院長 松山 武

1 業務の概要

(1) 業務名

奈良県総合医療センター床頭台等運營業務（以下、「本業務」という。）

(2) 業務の内容

「奈良県総合医療センター床頭台等運營業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）に示すところによる。

(3) 履行場所

名称：奈良県総合医療センター

住所：奈良市七条西町2丁目897-5

(4) 委託期間

令和7年9月20日 ～ 令和15年3月31日

※契約締結日から委託開始日までの期間を準備期間とし、その期間に要する一切の費用は受託者の負担とする。

※電子カルテ更新時期の変更により、期間を変更することがある。

※翌年度以降の予算において、委託料が減額又は削除された場合、委託者はこの契約を変更又は解除することができるものとする。また、本業務に定められる事項を履行しない時、契約の目的を達成することができないと認められるときは、契約の解除を行うことがある。これらの場合において、受託者は、解除によって生じた損害の賠償を請求できないものとする。

(5) 契約保証金

地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第27条による。

2 応募資格

本業務の受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第4条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

(2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加有資格者で、営業種目：「O1（賃貸業務）」で登録している者であること。（本業務に係る選定審査会実施時点において登録が認められている場合は可とする。）

(3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受

- けていない者であること。
- (4) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けている者であること。
 - (5) 国内において、過去5年以内に、病床数300床以上を有する病院において、本業務と同種又は類似の業務を直接受託した実績を3件以上有する者であること。
 - (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
 - (7) 公告日から本業務の企画提案書類の提出の日までの間のいずれの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
 - (8) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
 - (9) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
 - (10) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
 - (11) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
 - (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
 - (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
 - (14) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 上記2 応募資格に定めた要件が備わっていないとき。
- (2) 複数の企画提案書類を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書類が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 受付期限までに企画提案書等、所定の書類が整わなかったとき。
- (6) その他、当センターが不正な行為があったと判断したとき。

4 手続等

(1) 問い合わせ先

〒630-8581

奈良市七条西町2丁目897-5

奈良県総合医療センター 財務課 用度係

電話番号 0742-46-6001

メールアドレス sogo-yodo@nara-pho.jp

(2) 奈良県総合医療センター床頭台等運營業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）及び仕様書の交付。

ア 交付期間 公告日から令和6年11月21日（木）まで

イ 交付方法 地方独立行政法人奈良県立病院機構 奈良県総合医療センターホームページ (<http://www.nara-hp.jp/>) の入札情報のページよりダウンロードしてください。

ウ 交付資料

- ・実施要領
- ・仕様書
- ・参加申請書（第1号様式）
- ・実績一覧表（第2号様式）
- ・会社概要（第3号様式）
- ・守秘義務の遵守に関する誓約書（第4号様式）
- ・貸与資料受領証（第5号様式）
- ・質問書（第6号様式）
- ・企画提案書（第7号様式）
- ・見積書（第8号様式）
- ・辞退届（第9号様式）

(3) その他

参加申請書の提出、質問の受付、企画提案書類の提出、プレゼンテーション、留意事項については、実施要領に示すところによる。

5 受託者の選定

実施要領に示すところによる。

6 契約の不締結

実施要領に示す最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

(1) 役員等が暴力団員であるとき。

(2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

(3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6) 本契約に係る下請契約に当たって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

(7) 本契約に係る下請契約に当たって、上記(1)から(5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記(6)に該当する場合を除く。）において、当センターが当センターとの契約の相手方に対して下請契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

7 契約の解除

契約締結後、契約者について、上記6の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又は本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、その旨を当センターに報告せず、若しくは警察に届け出なかったと

きは、契約を解除することがある。

また、契約を解除することとなった場合は、損害賠償義務が生じるため、これに応じなければならない。

なお、上記6中、「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとする。

8 その他

- (1) 本業務の提案への参加に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書類は返却しない。